

# 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査

(資料6)

平成26年8月5日 第51回基本計画部会資料

## 経緯、目的等

- 行政記録情報等の活用による報告者の負担軽減、業務の効率化等を図るため、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)において、行政記録情報等の活用に関する環境整備の推進が掲げられたところ。
- 当該環境整備の一環として、総務省政策統括官(統計基準担当)において、各府省等の協力を得て、行政記録情報等を用いて作成・公表されている業務統計や、統計調査における行政記録情報等の活用状況の実態を整理。

## 調査結果の概要

- 行政記録情報等を用いて経常的に作成・公表されている統計 319件 (H25)
- 行政記録情報等の活用が既に図られている統計調査の事例 44件 (H25)  
(内訳)

活用形態別	件数	保有機関別	件数
・母集団情報の整備等	26件	・他の行政機関等が保有	23件
・統計作成への活用等	25件	・調査実施府省等内で保有	18件
・欠測値補完等	3件	・上記の混合	3件

(注) 統計調査によって複数の活用形態あり。
- 行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例 3件 (H25)  
(詳細は別紙参照)

# 行政記録情報等の活用の検討状況

別紙

## 【行政記録情報等の活用について検討がなされている統計調査の事例(平成25年度)】

統計調査名 (実施機関)	行政記録情報等の名称 <保有機関>	当該情報の収集、作成、整備等に関する根拠規定	活用形態 (想定)	活用効果	活用にあたっての課題 及び検討状況
法人土地・建物基本調査 (国土交通省)	固定資産課税台帳 <市区町村>	地方税法第380条(固定資産課税台帳等の備付け)、第381条(固定資産課税台帳の登録事項)及び第382条の2(固定資産課税台帳の閲覧)	統計調査の調査事項の代替	報告者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・閲覧に当たって納税義務者の委任状が必要。(報告者への委任状の作成依頼、市町村への手続、閲覧・転記の作業等が発生)</li> <li>・報告者が台帳の閲覧を許諾しない場合、報告者が筆頭所有者でない場合などは、台帳の活用ができない。</li> <li>・平成25年度調査に係る変更計画を統計委員会サービス統計・企業統計部会において審議。(調査の効率的な実施の観点から、台帳を活用しないことはやむを得ないとの結論)</li> </ul>
空き家実態調査 (国土交通省)	住民基本台帳 固定資産課税台帳 <市区町村>	住民基本台帳法第5条(住民基本台帳の備付け)、第7条(住民票の記載事項)及び第30条の45(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)地方税法第380条、第381条及び第382条の2	空き家の特定  空き家所有者の特定	現地調査の円滑化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の試験調査において、住民基本台帳、固定資産課税台帳等の行政記録情報等の提供を依頼したが、特に固定資産課税台帳について協力が得られなかった。</li> <li>・平成26年度調査においては、法人土地・建物基本調査における審議も踏まえ、調査の効率的な実施の観点から、上記台帳の活用は困難な状況。</li> </ul>
(参考)					
森林組合一斉調査 (農林水産省)	決算関係書類 <森林組合>	森林組合法第50条及び第98条の9 (決算関係書類の作成、備付け、閲覧等)	統計調査の調査事項の代替	報告者の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査事項の一部代替に伴い、当該都道府県において、決算書類関係データが集中するとともに、該当数値の抽出、集計等一連の転記作業が非常に煩雑となるおそれ。</li> <li>・報告者数が一定数以下の都道府県においては、報告者が決算関係書類の提出を希望する場合、報告者による調査事項の記入作業は省略し、当該都道府県により代替する方向で対応予定。</li> </ul>

## 行政記録情報等の活用に係る取組

- ◇ 行政記録情報等の活用を検討すべき統計調査を特定して検討を実施
- ◇ 調査計画の策定の際、行政記録情報等の有無等を事前に調査・検討することを原則化
- ◇ 総務省における承認審査や統計委員会における審議を通じた検討状況の確認等
- ◇ 行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施、結果の共有

## 【行政記録情報等の活用が図られている統計調査(活用形態別)】 ※詳細は別紙参照

活用形態別	件数	該当する統計調査の例	活用している行政記録情報等
①母集団情報の整備等	26件	・経済センサス ・毎月勤労統計調査 ・漁業センサス	⇒商業・法人登記、労働保険関係成立届 ⇒雇用保険適用事業所設置届 ⇒漁船登録情報
②統計作成への活用等	25件	・人口動態調査 ・農業経営統計調査 ・港湾調査	⇒出生、死亡、婚姻等の届出 ⇒牛個体識別台帳 ⇒輸出入申告情報
③欠測値補完、審査等への活用	3件	・国勢調査 ・法人企業統計調査	⇒住民基本台帳 ⇒有価証券報告書

(注) 統計調査によって複数の活用形態あり。



## 報告者の負担軽減、精度の確保・向上に寄与

※ ただし、上記行政記録情報等の活用に当たっても、個別法との関係、電子化の状況、定義の相違、当該情報の入手時期等、各統計調査の特性に応じて留意すべき事項有り。

1

# 行政記録情報等の活用状況

別紙

## 1 国の行政機関が保有する行政記録情報の活用

行政記録情報等の名称 (保有機関)	当該情報の閲覧、 提供等に関する規定	統計調査名(実施機関)	活用 形態	活用効果
各種法人名簿 (内閣府、文部科学省、 文化庁、厚生労働省)	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第10条(公益認定の公示)、第57条(情報の提供)等	・法人土地・建物基本調査(国土交通省)	①	精度確保・ 向上
有価証券報告書 (金融庁)	金融商品取引法第25条(有価証券届出書等の公衆縦覧)	・法人企業統計調査(財務省)	③	精度確保・ 向上
商業・法人登記情報 (法務省)	商業登記法第10条(登記事項証明書の交付)	・経済センサスー活動調査(総務省・経済産業省) ・民間給与実態統計調査(国税庁)	①	精度確保・ 向上
輸出入申告情報 (財務省)	—	・港湾調査、全国輸出入コンテナ貨物流動調査(国土交通省)	②	報告者の負担軽減
労働保険関係成立届等 (厚生労働省)	—	・経済センサスー活動調査(総務省・経済産業省) ・労働安全衛生調査、労働災害動向調査、労務費率調査(厚生労働省)	①	精度確保・ 向上
雇用保険適用事業所設置届等 (厚生労働省)	—	・毎月勤労統計調査(厚生労働省)	①、③	精度確保・ 向上
レセプト情報・特定健診等情報データベース (厚生労働省)	—	・社会医療診療行為別調査(厚生労働省)	②	精度確保・ 向上、報告者の負担軽減

2

# 行政記録情報等の活用状況

## 1 国の行政機関等が保有する行政記録情報等の活用

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の閲覧、提供等に関する規定	統計調査名（実施機関）	活用形態	活用効果
決算書類 （厚生労働省、都道府県）	—	・消費生活協同組合（連合会）実態調査（厚生労働省）	②	報告者の負担軽減
牛個体識別台帳 （農林水産省）	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第6条（牛個体識別台帳に関する情報の公表）	・農業経営統計調査、畜産統計調査（農林水産省）	①、②	精度確保・向上、報告者の負担軽減
業務報告書 （農林水産省、都道府県）	—	・農業協同組合及び同連合会一斉調査（農林水産省）	②	報告者の負担軽減
漁獲成績報告書等 （水産庁）	—	・海面漁業生産統計調査（農林水産省）	②	報告者の負担軽減
石油の備蓄等に関連した申請・届出 （資源エネルギー庁）	—	・石油製品需給動態統計調査、石油輸入調査、石油設備調査（資源エネルギー庁）	①	精度確保・向上
特許、実用新案等に関する情報（特許庁）	特許法第186条（証明等の請求）	・知的財産活動調査（特許庁）	①	精度確保・向上
自動車登録ファイル （国土交通省） 軽自動車検査ファイル （軽自動車検査協会）	道路運送車両法第22条（登録事項等証明書等）	・自動車輸送統計調査、自動車燃料消費量調査（国土交通省）	①、②	精度確保・向上、報告者の負担軽減
建設業許可情報 （国土交通省）	建設業法第13条（提出書類の閲覧）	・建設工事統計調査、法人土地・建物基本調査（国土交通省）	①、②	精度向上、報告者の負担軽減

3

# 行政記録情報等の活用状況

## 1 国の行政機関等が保有する行政記録情報の活用

行政記録情報等の名称（保有機関）	当該情報の閲覧、提供等に関する規定	統計調査名（実施機関）	活用形態	活用効果
宅地建物取引業者名簿 （国土交通省）	宅地建物取引業法第10条（宅地建物取引業者名簿等の閲覧）	・法人土地・建物基本調査（国土交通省）	①	精度確保・向上
被害状況等報告等 （国土交通省）	—	・水害統計調査（国土交通省）	①、②	精度確保・向上、報告者の負担軽減
国土数値情報等 （国土交通省等）	—	・農林業センサス（農林水産省）	②	報告者の負担軽減
国民年金被保険者ファイル等 （日本年金機構等）	—	・国民年金被保険者実態調査（厚生労働省）	①、②	報告者の負担軽減

## 2 地方公共団体が保有する業務記録の活用

医療施設の開設、廃止等の届出 （都道府県等）	—	・医療施設調査（厚生労働省）	①、②	精度確保・向上、報告者の負担軽減
施設設置に係る許可の届出 （都道府県）	—	・社会福祉施設等調査（厚生労働省）	②	精度確保・向上、報告者の負担軽減
社会福祉関係諸法規に基づく届出等 （都道府県等）	—	・福祉行政報告例（厚生労働省）	②	精度確保・向上
介護保険法に基づく届出 （都道府県）	—	・介護サービス施設・事業所調査（厚生労働省）	②	精度確保・向上、報告者の負担軽減

4

# 行政記録情報等の活用状況

## 2 地方公共団体が保有する業務記録の活用

行政記録情報等の名称 (保有機関)	当該情報の閲覧、 提供等に関する規定	統計調査名(実施機関)	活用 形態	活用効果
衛生関係諸法規に基づく届 出等(都道府県等)	—	・衛生行政報告例(厚生労働省)	②	精度確 保・向上
年次報告 (都道府県)	—	・地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)	②	報告者の 負担軽減
遊漁船業者登録簿 (都道府県)	遊漁船業の適正化に関する法律第 8条(遊漁船業者登録簿の閲覧)	・遊漁採捕量調査(農林水産省)	①	精度確 保・向上
漁船登録情報 (都道府県)	漁船法第21条(登録簿本の交 付)	・漁業センサス(農林水産省)	①	精度確 保・向上
住民基本台帳 (市区町村)	住民基本台帳法第11条(国又は 地方公共団体の機関の請求による 住民基本台帳の一部の写しの閲覧)、 第11条の2(個人又は法 人の申出による住民基本台帳の一 部の写しの閲覧)	・国勢調査、家計消費状況調査(総務省) ・犯罪被害実態(暗数)調査(法務省) ・旅行・観光消費動向調査(国土交通省)	①、③	精度確 保・向上
地域保健法等に基づく情報 (市区町村等)	—	・地域保健・健康増進事業報告(厚生労働 省)	②	精度確 保・向上
出生、死亡、婚姻、離婚及 び死産の届出(市区町村)	戸籍法第10条の2	・人口動態調査(厚生労働省)	②	精度確 保・向上
農道台帳 (市区町村)	—	・農道整備状況調査(農林水産省)	②	精度確 保・向上
農業生産法人、認定農業者 に関する情報 (農業委員会、市区町村)	—	・農林業センサス(農林水産省)	②	報告者の 負担軽減

5

## 第Ⅱ期基本計画における行政記録情報等の活用

報告者の負担軽減や正確かつ効率的な統計作成に向けた  
行政記録情報等の更なる活用を目指して

### 第Ⅱ期基本計画に基づく今後の取組

- 調査計画の策定に当たっての行政記録情報等の有無等を事前に調査・検討
- 総務省における承認審査や統計委員会における審議を通じた検討状況の確認
- 行政記録情報等の統計作成に係る実態調査の充実
- 行政記録情報等の統計への活用実態等に係る府省間の情報共有、活用にあ  
当たっての課題等の整理、解決のための方策等の検討 等

統計をめぐる社会経済情勢の変化等も踏まえつつ、継続的な取組を推進

6

# 税務データについて

(資料8)

平成26年9月10日  
第52回基本計画部会資料

## 【法人税関係】

○申告書の情報をもとに全件調査・入力しているもの：所得金額・欠損金額・税額等

(参考1)このデータをもとに以下の統計を作成している【業務統計】

- ・法人数、所得金額、欠損金額の法人形態別内訳
- ・法人の所得金額、税額の都道府県別内訳
- ・法人数及び所得金額の法人形態別・都道府県別内訳
- ・普通法人の決算期別の利益計上法人数・所得金額、欠損法人数・欠損金額、決算期別・資本金階級別法人数
- ・普通法人の業種別の利益計上法人数・所得金額、欠損法人数・欠損金額
- ・普通法人の業種別・資本金階級別法人数
- ・普通法人の法人数、利益計上法人数、所得金額及び欠損法人数、欠損金額、資本金階級別法人数の都道府県別内訳
- ・普通法人の業種別・所得階級別利益計上法人数

○サンプルデータが活用可能なもの：営業収入金額、寄附金、交際費等の額等

(参考2)会社標本調査【業務統計】(詳細は別紙)

- ・活動中の内国普通法人を対象とする標本調査で、標本数(標本割合)は平成24年度分調査で136万1,178社(53.7%)。基礎データは電子化されている。
- ・調査項目は「資本金の額」、「営業収入金額」、「申告所得金額」、「算出税額」、「寄附金関連」、「交際費等関連」等。
- ・基礎データには地域が特定できるような情報は付加されていない。

## 法人税確定申告書別表第一に記載される項目一覧 (平成26年4月1日以後終了事業年度分)

参考

No.	項目名	No.	項目名
1	所得金額又は欠損金額	24	(修正申告の場合)この申告前の還付金額
2	法人税額	25	(修正申告の場合)この申告により納付すべき法人税額又は還付請求税額
3	法人税額の特別控除額	26	欠損金又は災害損失金等の当期控除額
4	差引法人税額(※No.2 - No.3)	27	翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金
5	連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額	28	(修正申告の場合)この申告前の欠損金又は災害損失金等の当期控除額
6	課税土地譲渡利益金額	29	(修正申告の場合)この申告前の翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金
7	課税土地譲渡利益金額に対する税額	30	(法人税額の計算)中小法人等の場合 800万円以下相当額
8	課税留保金額	31	(法人税額の計算)中小法人等の場合 800万円超相当額
9	課税留保金額に対する税額	32	(法人税額の計算)中小法人等の場合 所得金額(※No.30 + No.31)
10	法人税額計(外書は使途秘匿金に対する税額)	33	(法人税額の計算)その他の法人の場合 所得金額
11	仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	34	(法人税額の計算)No.30 の15%相当額
12	控除税額	35	(法人税額の計算)No.31の25.5%相当額
13	差引所得に対する法人税額(※当期に納付すべき法人税額)	36	(法人税額の計算)法人税額(※No.34 + No.35)
14	中間申告分の法人税額	37	(法人税額の計算)法人税額(※No.33の25.5%相当額)
15	差引確定法人税額(※この申告により納付すべき法人税額 No.13 - No.14)	38	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
16	所得税額等の還付金額	39	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
17	中間納付額	40	(土地譲渡税額の内訳)土地譲渡税額
18	欠損金の繰戻しによる還付請求税額	41	(控除税額の計算)所得税の額
19	この申告による還付金計	42	(控除税額の計算)外国税額
20	(修正申告の場合)この申告前の所得金額又は欠損金額	43	(控除税額の計算)計(※No.41 + No.42)
21	(修正申告の場合)この申告前の課税土地譲渡利益金額	44	(控除税額の計算)控除した金額
22	(修正申告の場合)この申告前の課税留保金額	45	(控除税額の計算)控除しきれなかった金額
23	(修正申告の場合)この申告前の法人税額	46	剰余金・利益の配当(剰余金の分配)の金額

# 会社標本調査

別紙

## 調査の目的

我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすること。

## 調査の対象

### 《調査対象法人》

内国普通法人(休業、清算中の法人並びに一般社団・財団法人(法人税法第2条九の二に規定する非営利型法人を除く。)及び特殊な法人を除く。)

調査対象法人 活動中の次の法人  会社等 { 株式会社 (旧有限会社を含む。) 合名会社 合資会社 合同会社 協業組合 特定目的会社 企業 相互 組 合 法 人 社 医 療 法 人 社 人             }	一般社団・財団法人 (法人税法第2条九の二に規定する非営利型法人を除く。)  特殊な法人  日本銀行 証券取引所 商品取引所	人格のない社団等	協同組合等  (三)法人掲げる別表人第	公益法人等  (二)法人掲げる別表人第	公共法人  (一)法人掲げる別表人第	外国法人
休業・清算中の法人						

### 《調査対象事業年度》

その年の4月1日から翌年3月31日までの間に終了した各事業年度を対象として、7月31日現在で取りまとめている。

# 会社標本調査

## 調査の方法

### 《調査の方法》

この調査は、標本調査であり、調査対象法人から資本金階級別、業種別に標本法人を抽出(資本金10億円超の単体法人及び連結法人は全件抽出)し、その標本法人の基礎データを基に全体の計数を推計している。

なお、標本法人の基礎データは、税務署及び国税局において、提出された法人税の確定申告書から調査に必要な項目を抽出して作成している。

また、平成21年度分調査より、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により提出された確定申告書の電子データを活用し、調査に必要な項目を抽出して基礎データに加えているため、それ以前と比べ標本法人数は増加している。

(参考)平成24年度分調査の資本金階級別の標本法人割合は次のとおりである。

区 分		標本法人割合
会社等	資本金 500万円以下	52.1 %
	” 500万円超 1,000万円以下	55.0 %
	” 1,000万円超 5,000万円以下	57.8 %
	” 5,000万円超 1億円以下	46.9 %
	” 1億円超 10億円以下	38.9 %
	” 10億円超	100.0 %
連結法人		100.0 %
全 法 人		53.7 %

※ 全体の標本法人数は、136万1,178社である。

※ 標本法人割合は、標本法人数を調査対象法人数で除したものである。

### 《その他》

この調査は、各税務署等が作成した基礎データを基に、国税庁において集計したものであり、業務統計である。

# 会社標本調査

## 業種の分類

会社等の業種は「日本標準産業分類」を基に17分類している。(平成24年度分調査の場合)

業 種 名	産 業 分 類	業 種 名	産 業 分 類
農林水産業	農業、林業、漁業、水産養殖業	卸売業	各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、機械器具卸売業、その他の卸売業
鉱業	鉱業、採石業、砂利採取業	小売業	各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、無店舗小売業
建設業	総合工事業、職別工事業、設備工事業	料理飲食旅館業	宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
製造業		金融保険業	銀行業、協同組織金融業、貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関、金融商品取引業、商品先物取引業、補助的金融業等、保険業、相互会社
繊維工業	繊維工業	不動産業	不動産取引業、不動産賃貸業・管理業
化学工業	パルプ・紙・紙加工品製造業、化学工業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業	運輸通信公益事業	鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業、水運業、航空運輸業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、郵便業、通信業、放送業、電気業、ガス業、熱供給業、水道業
鉄鋼金属工業	鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	サービス業	情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業(新聞業、出版業を除く)、機械等修理業、物品賃貸業、広告業、技術サービス業、職業紹介・労働者派遣業、その他の事業サービス業、その他のサービス業、等
機械工業	はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械器具製造業		
食料品製造業	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業		
出版印刷業	新聞業、出版業、印刷・同関連業		
その他の製造業	上記以外の製造業		

# 会社標本調査

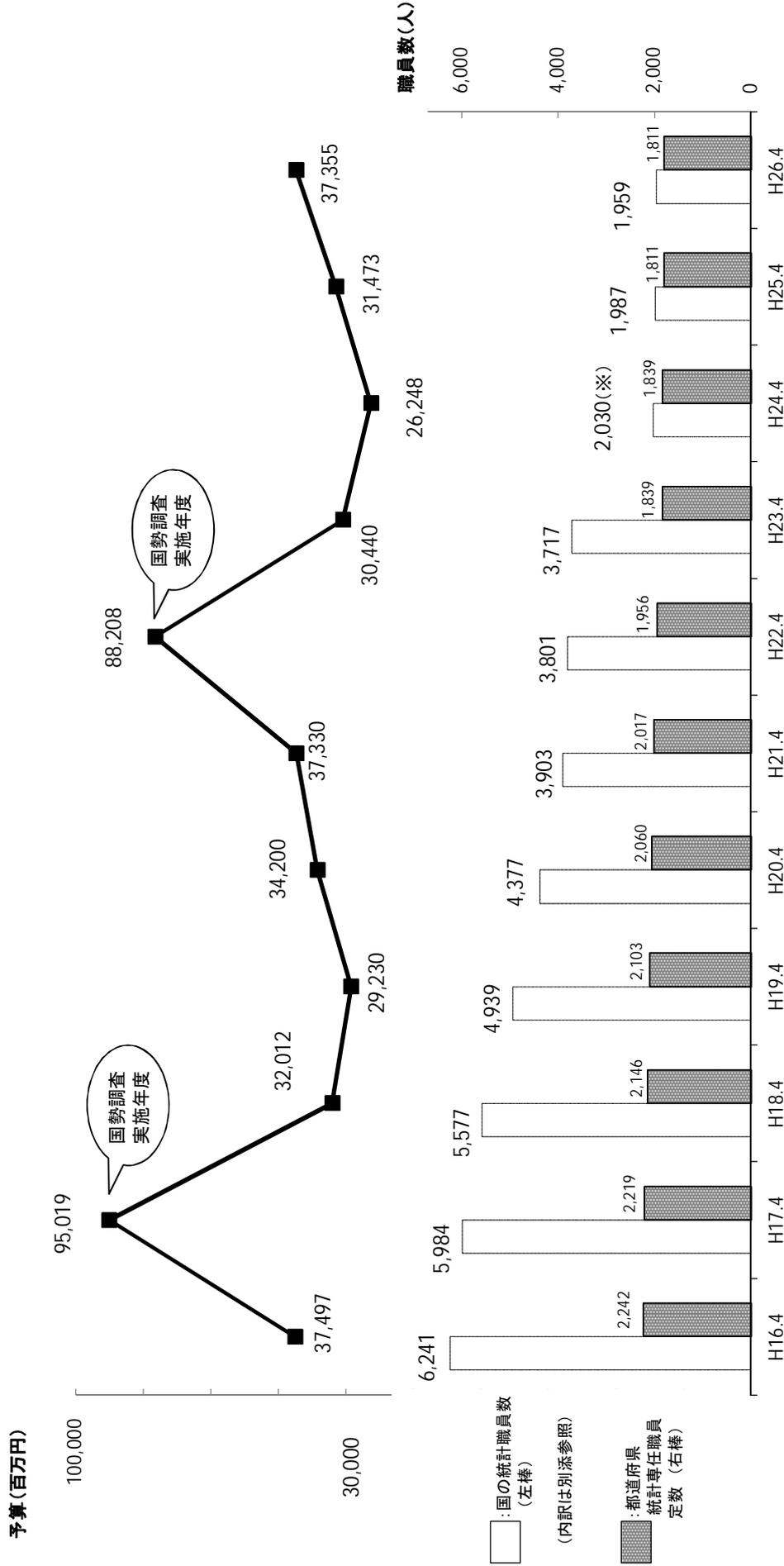
## ○ 会社標本調査の調査項目(平成24年度分)

※ 調査項目については、法人税確定申告書の各別表から抽出した税務上の項目であるため、寄附金や交際費等、企業会計上の名称と同様であっても、その内容は決算書上のものと一致するものではない。

No.	項 目 名	No.	項 目 名
1	資本金の額	17	(受取配当)益金不算入額
2	営業収入金額	18	(外国子会社から受ける配当等)益金不算入額
3	申告所得金額	19	(寄附金)指定寄附金等
4	算出税額	20	(寄附金)特定公益増進法人等に対する寄附金
5	課税留保金額	21	(寄附金)その他の寄附金
6	留保税額	22	(寄附金)損金不算入額
7	(法人税額の特別控除)所得税額	23	(交際費等)支出額
8	(法人税額の特別控除)外国税額	24	(交際費等)損金算入限度額
9	(益金処分)支払配当	25	(交際費等)損金不算入額
10	(益金処分)法人税額	26	(引当金)貸倒引当金
11	(益金処分)その他の社外流出	27	(引当金)返品調整引当金
12	(益金処分)社内留保の増減額	28	(準備金)特別償却準備金
13	(繰越欠損金)当期控除額	29	(準備金)海外投資等損失準備金
14	(繰越欠損金)翌期繰越額	30	(準備金)探鉱・海外探鉱準備金
15	(受取配当)受取配当等の金額	31	(減価償却費)損金算入限度額
16	(受取配当)控除負債利子	32	(減価償却費)損金算入額

平成26年8月5日  
第51回基本計画部会資料

国の統計予算と統計職員数の推移(平成16～26年度)



(※)平成24年度以降の国の統計職員数については、スタッフ制で業務を行ったことにより、統計職員数が明確に把握できない農林水産省地方農政局等の地域センター及び支所の職員を除く。

(注)上図は、総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室が毎年取りまとめている各府省統計事業計画一覧、統計機構等調べ、都道府県統計専任職員定数より作成している。

## 国の統計職員数(平成16～26年度)

省庁名	平成16年4月1日	平成17年4月1日	平成18年4月1日	平成19年4月1日	平成20年4月1日	平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日
内閣府	63	66	69	63	78	77	83	89	89	90	88
警察庁	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
総務省	590	600	590	582	580	577	562	551	554	539	536
法務省	10	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
財務省	85	86	79	77	70	71	69	71	71	71	70
文部科学省	20	22	21	21	21	22	20	20	20	19	18
厚生労働省	351	339	331	297	284	279	264	253	247	243	240
農林水産省	4,674	4,431	4,054	3,493	2,958	2,508	2,433	2,365	698	683	667
(農林水産省) (内閣府沖縄総合事務局)	4,612	4,358	3,999	3,439	2,904	2,464	2,398	2,330	665	650	635
経済産業省	343	329	324	311	304	291	290	287	274	266	259
(経済産業省) (内閣府沖縄総合事務局)	342	328	323	310	302	290	289	286	273	265	258
国土交通省	75	74	72	66	53	53	55	55	54	52	57
人事院	24	23	23	15	15	11	11	12	9	10	10
合計	6,241	5,984	5,577	4,939	4,377	3,903	3,801	3,717	2,030	1,987	1,959

(注1) 平成24年度以降について、「農林水産省」欄には、スタッフ制で業務を行っているため、統計職員数が明確に把握できない地方農政局等の地域センター及び支所を除き、地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部の統計職員数を計上した。

(注2) 「経済産業省」欄には、内閣府沖縄総合事務局経済産業部の統計職員数も含まれている。

(注3) 「農林水産省」欄には、内閣府沖縄総合事務局農林水産部の統計職員数も含まれている。

(資料 10)

統計委員会委員名簿（基本計画部会委員名簿）

(50 音順・敬称略・◎委員長（部会長）)

川崎	茂	日本大学経済学部教授
北村	行伸	一橋大学経済研究所教授
黒澤	昌子	政策研究大学院大学教授
西郷	浩	早稲田大学政治経済学術院教授
白波瀬	佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科教授
津谷	典子	慶應義塾大学経済学部教授
中島	隆信	慶應義塾大学商学部教授
中村	洋一	法政大学理工学部教授
中山	弘子	新宿区長
◎ 西村	清彦	東京大学大学院経済学研究科教授
野呂	順一	株式会社ニッセイ基礎研究所代表取締役社長
廣松	毅	情報セキュリティ大学院大学情報セキュリティ研究科教授
前田	栄治	日本銀行調査統計局長

(注) 全ての統計委員会委員は、基本計画部会の委員を兼ねている。